

受験(受検)シーズンスタート

昨日、今日と私立高校の入試があり、多くの3年生が受験しました。1・2年生の皆さんにも覚えてほしいのですが、県立は「受検」私立は「受験」と書きます。県立高校では入学試験は入学者選抜のための検査であるため「検」の字をあてるのだと思います。また、その学校しか受験しない。合格すれば必ずその学校に進学することを「専願」といい、県立も私立も受検(受験)することを「併願」といいます。県立学校ではここ数年、「自己推薦制度」が導入され入試制度も年々変更されています。

高校入試に限らず、人生の節目では「面接」がつきものです。3年生は、いろいろな先生方を面接官にして模擬面接を繰り返してきました。(今年度より町教委の方々にもお世話になっています)面接で大事なことはたくさんあると思いますが、一番大事なことは「しっかり練習してきたこと」が面接官に伝わるかどうかだと思います。志望動機や中学校で努力してきたこと、高校でどんなことを頑張りたいか、などはよく質問されますが、途中で間違えても、少しくらいしどろもどろになっても、一生懸命練習してきたことが面接官に伝われば問題ないと思います。それに対して、これまで私が模擬面接をしてきて「残念だなあ」と思うことは、その生徒の発言に緊張感を感じない時です。面接に対する熱意のなさが見透かされます。

自己推薦制度を使って自己推薦書を書いた生徒が数多くいます。これまでの3年間を振り返り、自分自身のことをアピールできることはすばらしいと思います。それと同時に、自分の周りの人たちの様子を見て、自分を見つめなおすことも大事です。推薦とは、優れている人や物を他人に薦めることです。推薦にふさわしい言動が求められます。

多くの生徒の皆さんがこれから面接を受けると思いますが、練習の成果を十分に発揮してください。ちなみに、志望動機は最後まで何度も練習しましょう。実業系では「将来の〇〇という夢を実現するために、貴校で専門的な知識や技術を学び資格を取得すること」普通科では「将来の〇〇という夢を実現するために、貴校でより高い学力を身に付け大学進学を目指す」という内容になるでしょうか。

難しい言葉や知識をひけらかす必要はありません。中学生らしく堂々と勝負してきましょう。3年生の皆さんのお健闘を綾中学校全員で応援しています。

寒風の中の匠の技！渡り廊下が見事に生まれ変わりました！！

寒風が身に染みる季節となりましたが、そのような中、本校の学校用務員の末永さんが、校舎と特別棟を結ぶ渡り廊下の修繕作業に尽力してくださっています。

特に、この渡り廊下は、吹き付ける風の影響を受けやすく、老朽化が進んでいましたが、末永さんは長年の経験に裏打ちされた洗練された技術を駆使し、見事に修繕して下さいました。風雨に耐えるよう丁寧に補強された箇所や、細部にまで行き届いた美しい仕上がりからは、その熟練の技と学校への深い愛情が伝わります。

生徒たちはより安全に、そして快適に渡り廊下を利用できるようになりました。厳しい寒さの中、子どもたちのために心を込めて作業してくださった末永さんに、心より感謝申し上げます。

今回の修繕の様子も詳しく学校HPにアップしています。

右のQRコードを読み取ってぜひ学校HPにアクセスしてください。



裏面に続く

教職員による生徒へのわいせつ行為等の防止について

近年、全国的にわいせつ行為等により懲戒処分等を受ける教職員の数が増加傾向にあり、昨年度より「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。

この法律を受けて、本校におきましても、「不祥事は絶対に起こさない」という覚悟で、全力で取り組んでおります。

つきましては、本校として下記のとおり対応しておりますので、今後とも趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

4月にも同様の内容をお知らせしていますが再度お知らせします。

記

1 セクハラ・わいせつ行為等に関する相談窓口は、以下の通りですので、何かありましたら遠慮なくご相談ください。

校内セクハラ相談員（校長、教頭、教務主任、養護教諭）

TEL 0985-77-0015

綾町教育委員会 教育総務課

TEL 0985-77-1183

県教育委員会 24時間子どもSOSダイヤル

TEL 0120-0-78310 24時間365日

宮崎県子どもSNS相談（新たに追加）

<https://pref-miyazaki.school-sign.jp/>

ひなた子どもネット相談（新たに追加）

<https://hinatakodomo.miyazaki-c.ed.jp/index2.html>

2 教職員が生徒とメール・SNS等でやりとりすることを禁止しています。ただし、やむをえない場合は、校長の許可を得ることとしています。

3 教職員は、生徒からの相談がある場合は、メール等で行うのではなく、管理職等に報告した上で、学校で直接面談を行うこととしています。

4 生徒からも、安易にメール等を教職員に送信するがないよう指導しています。

5 教職員は、生徒を私的な理由で自分の車に同乗させないこととしています。

6 教職員は、生徒を私的な理由で自宅に招かないこととしています。